

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所
認知症対応型共同生活介護 凜

運 営 規 程

合同会社しずない介護サービス

(事業の目的)

第1条 合同会社しずない介護サービスが開設する認知症対応型共同生活介護 凜 (以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)は要介護者であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従業者は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう支援することに努めるものとする。

2 事業所の介護従業者は、利用者1人1人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の元で日常生活を送ることができるよう配慮して行うように努めるものとする。

3 事業所の介護従業者は、サービスの提供に当っては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、理解しやすいように説明することに努めるものとする。

4 事業所の介護従業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 認知症対応型共同生活介護 凜
- (2) 所在地 日高郡新ひだか町静内神森248番地10

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤1名、計画作成担当者と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の介護従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 2名 (常勤兼務2名、その内介護支援専門員1名)

計画作成担当者は利用者にかかる認知症対応型共同生活介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。

(3) 介護従業者 10名以上

介護従業者は利用者に対して、認知症対応型共同生活介護サービスを提供する。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日及び営業時間 1年を通じて24時間体制とする。

(利用定員)

第6条 事業所における利用定員は次のとおりとする。

1ユニット9名

(通常の実業の実施地域)

第7条 通常の実業の実施地域は、次のとおりとする。

新ひだか町及び新冠町

(介護計画の作成)

第8条 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。

2 計画作成担当者は、介護計画の作成に当っては、通所介護の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めるものとする。

3 計画作成担当者は、介護計画の作成に当っては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者又はその家族から同意を得なければならない。

4 計画作成担当者は、介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しなければならない。

- 5 計画作成担当者は、介護計画の作成後においても、他の介護従業者と継続的に協議を行うことにより、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者を、その共同生活を営むべき住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- (2) 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って安心して日常生活を送ることができるように支援する。
- (3) 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、漫然かつ画一的にならないように配慮して、生きがいの持てる生活を送る事ができるように支援する。
- (4) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の当該利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、当該利用者の家族等に報告するものとする。

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事代 朝食330円、昼食550円、夕食550円(利用した場合のみ)
- (2) 家賃 1月につき35,000円 ※但し、生活保護受給者は住宅扶助の基準額とする。
- (3) 光熱水費 1月につき10,000円
- (4) 暖房費 1月につき10,000円(9月から5月まで)

(5) 日用品・おむつ代 実費

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(入退居に当たっての留意事項)

第11条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護者及び要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

(1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者

(2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者

(3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保健医療、福祉サービス提供者と密接な連携に勤める。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 介護従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じる。

(事故発生時の対応)

第14条 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(協力医療機関等)

第15条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(苦情処理)

第16条 事業所は、自ら提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及びその家族に説明するものとする。

(個人情報保護)

第17条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について、「個人情報の保護に関

する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(運営推進会議)

第20条 事業所の行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び認知症対応型共

同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護についての知見を有する者とする。

- 3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業所は、全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。又、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 年12回
- (3) 外部研修 随時

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保

存するものとする。

- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社しずない介護サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。